

## 交通事故の裁判を担当して

K・M

私は、弁護士になって25年になりますが、「全国交通事故遺族の会」（平成3年4月創設、平成24年12月解散）で約10年間、相談員として交通事故被害者のご遺族からの法律相談を受け、また依頼を受けて裁判を担当させていただきました。

遺族の会で担当した裁判（主として民事の損害賠償請求訴訟）は、東京のみではなく、北は秋田から南は山口に至るまで、全国多くの裁判所に足を運びました。

裁判は、必ず小野明弁護士と共同で受任し対応しました。交通事故被害者のご遺族が、最愛の家族を失った悲しみは深く、苦しみも非常に大きいものであり、また事案によっては難しい法律問題を抱えています。被害者のご遺族の想いを受け止め、その利益をできる限り図るためには、複数の弁護士で対応する体制が好ましいと考えたからです。

従来担当する裁判は、主として民事裁判でしたが、最近では後記被害者参加制度等から、ご遺族と共に検察官から事故内容について説明を受け、陳述書・上申書を作成したり、公判に出席したり、刑事裁判に関わることもありました。

### 1 刑事裁判

刑事裁判では、事故の事実関係を知りたい、加害者本人に問い正したい、加害者を厳罰に処してほしいというのが被害者ご遺族の共通した想いです。

従来刑事手続においては、被害者は捜査や裁判に関与させてもらえず、

捜査や刑事裁判において、被害者の権利が十分に守られてきたとはいえない状況でした。

しかし、被害者等のための制度として、刑事事件において、検察庁が被害者やその親族などに事件の処分結果、裁判の期日、裁判の結果等を知らせる「被害者等通知制度」や公判期日に出席し証人尋問等を行うことができる「被害者参加制度」が設けられました。

また、刑法や道路交通法の改正による法定刑の加重、危険運転致死傷罪の導入、さらに「自動車運転死傷行為処罰法」の制定等厳罰化が図られてきました。

それでも被害者が亡くなった結果に対して、過失にせよ加害者（被告人）に科された刑罰は極めて軽いものと感じざるを得ません。

## 2 民事裁判

民事裁判では、加害者・被害者の過失、被害者の損害額が争点になることが多く、裁判基準に基づき損害賠償額を増額させる結果を得たものが多いの事案でした。

しかし、なかには刑事裁判では危険運転致死罪で起訴されなかったが、危険運転であったことを民事裁判で明らかにしたいとの思いで民事裁判を提起し、被害者ご遺族の強い思いを代弁し・立証した結果、危険運転を認める判決を得たこともあります。

弁護士として、交通事故の裁判は、被害者ご遺族の思いを代弁し、気持ちを和らげる結果を出すために行う点でとてもやりがいがありますが、終わったときにむなしさを感じざるを得ません。

被害者が戻ってくることはなく、被害者ご遺族が真に満足できることはないからです。

今日の車社会において、交通事故をなくすことは不可能です。

しかし、飲酒運転等悪質・危険な運転をなくし、尊い生命を奪う死亡事故を減少させることは可能です。

悪質・危険な運転による事故に対する厳罰化や被害者支援の取り組みも重要ですが、なによりも運転する人に対して、被害者遺族のみならず自分の家族に悲しい・苦しい・辛い思いをさせる交通事故を絶対に起こしてはならないことを自覚させることが大切であると思います。